別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｐ（「留学」）

1　在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏 名　　(2)在留カード番号

2　通学先
(1)学校名

(2)所在地

電話番号

(3)法人名　　(4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
☐ 昼間制　☐ 昼夜間制　☐ 夜間制

☐ サテライト制（双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入）

☐ 通信制（単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。）

(6)生活指導担当者名（通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入）

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体　　有・無
（通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入）
☐ 国又は地方公共団体の機関　☐ 独立行政法人　☐ 国立大学法人　☐ 学校法人
☐ 公益社団法人又は公益財団法人　☐ その他（　　）

3　入学年月日　　年　　月　　日

4　週間授業時間（予定を含む。）　　時間

5　在籍区分
☐ 大学院（博士）　☐ 大学院（修士）
☐ 大学院（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学院（非正規生/専ら聴講による）
☐ 大学（正規生）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講による）
☐ 短期大学（正規生）　☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講によらない）
☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講による）　☐ 高等専門学校
☐ 専修学校（専攻科）　☐ 専修学校（専門課程）
☐ 専修学校（高等課程）　☐ 専修学校（一般課程）
☐ 各種学校　☐ 日本語教育機関（大学）
☐ 日本語教育機関（短期大学）　☐ 日本語教育機関（専修学校）
☐ 日本語教育機関（各種学校）　☐ 日本語教育機関（その他）
☐ 高等学校　☐ 中学校　☐ 小学校　☐ その他（　　）

附則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。